自動体外式除細動器（AED）貸出基準

一般財団法人都城市スポーツ協会

（目的）

第1条　この基準は一般財団法人都城市スポーツ協会（以下『スポーツ協会』という。）主催、または共催する行事等に対し、自動体外式除細動器（以下『AED』という。）の貸出しを行うことにより、心肺機能停止傷病者の救命処置に備えるとともに、AEDの普及啓発及び救急救命講習会の受講を促進し、救命率の向上を図る事を目的とする。

（管理）

第2条　貸出しをするAEDは、スポーツ協会事務局で管理するものとする。

（貸出の対象）

第3条　AEDの貸出しは、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

（1）スポーツ協会が主催または、共催する行事等で使用する場合

（2）前号に掲げるもののほか、スポーツ協会長が必要と認めた場合

（貸出の要件）

第4条　原則として看護師等の医療従事者または、救急救命講習会を受講した者をAED取扱責任者として配置しなければならない。

（貸出の期間）

第5条　AEDの貸出期間は基本的に1回の申請につき4日以内とする。但し、順延等、特に必要があると認めた時は延長することもある。

（貸出の申請）

第6条　貸出しにあたっては、あらかじめ電話等で在庫の確認をしたうえで予約を行い、貸出しを希望する前日までには借用申請書（様式1）を提出し、借用すること。

（維持管理）

第7条　使用を許可された団体は使用説明書による取扱いを遵守の上、AEDを常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。また、AEDを申請した目的以外に利用し、または転貸してはならない。

（報告書の提出）

第8条　AEDを実際に使用した場合には、返却の際に報告書（様式2）を提出すること。

（損害賠償）

第9条　使用団体がAEDを紛失し、または、破損した場合には、使用した団体により、購入、修理等を行うものとする。

（講習会の実施）

第 10 条　使用する団体においては、AEDに関する救急救命講習会等を積極的に受講すること。

（庶務）

第 11 条　AEDに関する庶務は、スポーツ協会事務局において行う。

附　則

この基準は、平成28年8月1日から施行する。